

千葉県条例第 号

千葉県議会委員会条例の一部を改正する条例

千葉県議会委員会条例（昭和31年千葉県条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条各号を次のように改める。

(1) 総務委員会 11人

総務局、総合政策局、財政局、会計室、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会及び議会の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項

(2) 保健消防委員会 11人

保健福祉局及び消防局の所管に属する事項

(3) 環境経済委員会 10人

市民局、環境局、経済農政局及び農業委員会の所管に属する事項

(4) 教育未来委員会 11人

こども未来局及び教育委員会の所管に属する事項

(5) 都市建設委員会 11人

都市局、建設局及び水道局の所管に属する事項

附 則

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の千葉県議会委員会条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、次の表の左欄に掲げる常任委員会の委員（委員長及び副委員長を含む。以下同じ。）である者は、この条例の施行の日をもって、この条例による改正後の千葉県議会委員会条例（以下「改正後の条例」という。）の規定により、これらに対応する同表の右欄に掲げる常任委員会の委員に選任されたものとみなし、その任期は、改正後の条例第3条第1項の規定にかかわらず、改正前の条例の規定による常任委員会の委員の任期満了の日までとする。

総務委員会	総務委員会
保健下水委員会	保健消防委員会

環境建設委員会	環境経済委員会
経済教育委員会	教育未来委員会
都市消防委員会	都市建設委員会

- 3 この条例の施行の際現に改正前の条例の規定により、常任委員会において審査中又は調査中の事件は、この条例の施行の日をもって、改正後の条例の規定により、それぞれ当該事件に相当する事件を審査し、又は調査すべき常任委員会に承継されるものとする。

~~~~~

#### 議 案 説 明

千葉市事務分掌条例の一部改正に伴い、常任委員会の名称、委員の定数及びその所管を改めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。